

別紙 1

補助対象者および補助対象経費について（予定）

1. 補助対象者

補助対象者は、アジア地域への海外展開戦略実証に取り組む者とし、以下の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 那覇市中小企業振興基本条例第2条第1項第1号で定める中小企業者
- (2) 本事業に関する経理事務等について、適切に処理する能力を有すること。
- (3) 租税の滞納がないこと。
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っていないこと。
- (7) 申し込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾すること。
- (8) 事業実施後において、補助事業の完了した年度の翌年度以降3年間、事業化状況等についての報告書の提出義務に応じること。

※（那覇市中小企業振興基本条例第2条第1項の抜粋）

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

中小企業者の定義（中小企業支援法第2条第1項第1号～第3号）

主たる事業として営む業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金又は出資総額	常時使用する従業員数
1 製造業、建設業、運輸業その他業種（2から7までの業種を除く）	3億円以下	300人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業（6及び7の業種を除く）	5千万円以下	100人以下
4 小売業	5千万円以下	50人以下
5 ゴム製品製造業（自動車又は航	3億円以下	900人以下

空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)		
6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
7 旅館業	5千万円以下	200人以下

助成率及び助成対象経費

助成率及び上限額
助成率：対象経費の2分の1 上限額：50万円
助成対象経費
<p>① 現地パートナーとの関係構築に必要な海外旅費 航空運賃、宿泊料のみとする(航空運賃とホテルの費用がセットになったホテルパックも可)。</p> <p>※1 人数2人以内、7泊8日以内。</p> <p>※2 見積額(見積書・検索サイトの画面コピー等要提出)と下記に記載の宿泊料金表上限額とを比較して金額が低い方を申請すること。</p> <p>※3 ホテルパックを利用する場合、申請額が市の把握する額を上回ったときは市の把握する額を交付する場合がある。</p> <p>② 印刷製本費(ポスター・パンフレット・パネル等) ※汎用性がないものとし、制作物には事業名をいれること。</p> <p>③ 試供品等作成経費 ※1 訪問先の参加人数等を考慮したうえで最低限の数とすること。 ※2 自社製造の場合は、原材料費等原価のみ対象とする。</p> <p>④ 送料</p> <p>⑤ 上記以外の経費であって、特に必要と認められる経費 ※1 消費税については税抜記載、1円未満は切り捨てとする。 ※2 実績額が申請額を上回ったときは、申請額を上限とする。 ※3 申請額は千円未満は切り捨てとする。</p>
助成対象外経費
<p>① 事業提案にかかった経費</p> <p>② 自社社員の人件費</p> <p>③ 事業の目的外の用途に係る経費</p> <p>④ 支出根拠が不明確、会計処理・使途が不適切な経費</p> <p>⑤ 交際費(贈呈経費、懇親会費等)</p> <p>⑥ 食糧費(自社社員のための食事、茶菓子、飲料、食材料等)</p>

- ⑦既に国等により別途補助金等の経費が支給されている、あるいは支給が予定されている経費
- ⑧事業の実施期間外に要した経費
- ⑨他の事業と明確な区分が困難な経費
- ⑩汎用性のあるもの(本事業において作成したポスターや試供品等で、商談会名や商談会開催日の記載がない等、別事業においても使用可能な物。)
- ⑪上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

宿泊料金表 (海外)

	海 外	上限額
指定都市	シンガポール／ロスアンゼルス／ニューヨーク／サンフランシスコ／ワシントン／ジュネーブ／ロンドン／モスクワ／パリ／アブダビ (ア首連) /ジッタ (サウジアラビア) /クウェート／リアド (サウジアラビア) /アビジャン (コートジボワール)	19,300円
甲地方	北アメリカ／ハワイ／グアム／(西)ヨーロッパ／中近東地域	16,100円
乙地方	それ以外	12,900円
丙地方	中国／インド／メキシコ／南米／アフリカ	11,600円

※こちらで示している補助対象経費は現時点の案であり、補助金の公募時点で一部変更になる可能性があります。